

令和7年度猪苗代町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 調達方針の適用範囲

本方針は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ・障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - ・地域活動支援センター
 - ・生活介護事業所
 - ・就労移行支援事業所
 - ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ・重度障がい者多数雇用事業所
(要件) 障がい者の雇用者数が5人以上
障がい者の割合が従業員の20%以上
雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

4 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進にあたっては、本町の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等の内容等については、施設からの情報を集約し、各課等に対して必要な情報提供を行う。
- (3) 障がい者就労施設等から前年度までに調達した物品等においては、継続的な調達に努めるとともに、これまで調達実績のない物品等についても調達を検討する。

5 調達目標

当該年度における調達目標額は、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとし、具体的な金額の設定を行わないものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後の調達の実績を取りまとめ、本町ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。

8 策定日

令和7年3月28日